

## 大田区地域協議会設置要綱

令和 8 年 3 月 23 日 7 福福発第13482号区長決定

## (設置)

第 1 条 大田区長が所轄庁となる社会福祉法人が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の 2 第 6 項の規定に基づき、地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定するに当たり、事業の内容及び事業区域における需要について事業区域の住民その他の関係者から中立公正かつ円滑な意見聴取を行うため、大田区地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 協議会は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合には、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 地域の福祉課題に関すること。
- (2) 地域で求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (3) 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業についての意見に関すること。
- (4) 関係機関との連携に関すること。

2 協議会は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の策定がない場合にあっても、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 地域公益事業の実施状況の確認及び助言に関すること。
- (2) 地域の関係者による取組及び課題の共有に関すること。
- (3) 地域の関係者の連携の在り方に関すること。
- (4) 「地域における公益的な取組」の取組内容及び推進方策に関すること。
- (5) その他地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

## (協議会の構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員20人程度で構成する。

- (1) 社会福祉法人大田区社会福祉協議会（以下「大田区社協」という。）が設置する大田区地域福祉活動計画推進委員会の委員
- (2) 大田区社協職員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (招集及び会議)

第 5 条 協議会は、福祉部長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 協議会は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

## (進行管理)

第 6 条 協議会の進行管理は、福祉部指導監査担当課長の責任において行う。

## (会議の非公開)

第 7 条 協議会は、原則として非公開とする。

## (守秘義務)

第 8 条 委員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報償費)

第9条 協議会に出席した委員(区及び大田区社協職員を除く。)に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(事務局)

第10条 協議会における事務局は、福祉部福祉管理課法人指導担当とする。

(協力機関)

第11条 大田区社協は協力機関として、事務局による協議会の実施及び運営を支援するとともに、必要な調整を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(地域協議会に係る事務処理方針の廃止)

2 地域協議会に係る事務処理方針(平成29年3月23日付け28福福発第13840号福祉部長決定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行当初における委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。